



「インフルエンザ出席停止期間早見表」

「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて解熱した日によって、出席停止期間は延長することがあります。

また、発症当日（当日0日目）は病院受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38度の発熱等）が、始まった日です。そのため、病院受診時に、医師に発症日を相談・確認する事が必要です。

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱 解熱 解熱後 登校可能

※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。